

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

長崎国民年金 事案 805（事案 779 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 58 年 5 月まで

私が 58 歳だった昭和 61 年 4 月頃、自宅を訪れた役場職員に、いつからいつまでの期間の国民年金保険料かは分からないが、32 万円を一括で支払った。年金の記録を確認したところ、国民年金被保険者期間の最後の 23 か月しか納付済期間となっていなかったため、免除とされている期間のうち、32 万円を支払った当時、未納期間であれば納付可能であった 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間について、年金記録確認の申立てを行ったところ、前回、年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

今回、新たに証言をしてくれる人が見つかったため、私が納付した保険料を今回の申立期間に係る保険料として再調査の上、当該期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間（以下「前回申立期間」という。）に係る申立てについては、申立人は、支払った金額は明確に記憶しているものの、いつからいつまでの期間の国民年金保険料として納付したかについてまでは覚えていない上、申立人が支払ったとする金額に見合う期間が特定できないほか、申立人が記憶している役場職員は、61 年当時、既に役場を退職しており、前回申立期間当時、国民年金事務を担当していた者に聴取しても、役場職員が前回申立期間に係る国民年金保険料を集金していたことをうかがわせる回答を得ることができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 6 日付

けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更した上で、新たに当該期間の国民年金保険料の納付に係る証言をしてくれる者が見つかったとして、再度の申立てを行っている。

しかし、申立人が証言をしてくれるとして名前を挙げた者は、申立人から、「役場の人に来て、一括して払えば年金がもらえるようになると言われていたので、払った。」と聞いた旨述べているものの、当該証言によっても、申立期間に係る国民年金保険料について、具体的な納付状況までは確認することができない上、申立人が 32 万円を支払ったとする役場職員が保険料の集金を行っていた時期についても特定することができないほか、今回、申立人の住居の近隣に居住するほかの複数の者に新たに聴取しても、当該職員が保険料を集金していたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、オンライン記録等において、申立期間は、国民年金保険料の免除期間とされているところ、免除期間に係る保険料については、市町村において収納することができない上、当該期間のうち、昭和 48 年 6 月から 51 年 3 月までの期間に係る保険料については、申立人が当該期間に係る保険料を納付したとする 61 年 4 月時点において、10 年を経過しているため、納付（追納）することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1340 (事案 552、802、803、1244、1245、1246、1299 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③における船員保険被保険者の種別に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 10 日から 32 年 8 月 7 日まで
② 昭和 36 年 2 月 17 日から同年 9 月 4 日まで
③ 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 5 月 15 日まで

私は、申立期間①において、A社のB丸に乗船していたのに、船員保険ではなく、厚生年金保険の被保険者となっていることに納得できないので、当該期間に係る年金記録確認の申立てを4回行ったが、いずれも認められなかった。

前回までの申立てでは、氏名を挙げた同僚二人の証言について、何回指摘しても正しい判断がなされていない上、提出した書換え後の船員手帳についても記載内容が不自然であると判断されており、納得できない。

今回、私が船員手帳の書換え手続を行った当時の担当者の証明を得ることができたので、当該手帳の記載内容と同僚二人の証言により、私が申立期間①において、B丸に乗船していたことが確認できることから、当該期間を厚生年金保険被保険者期間ではなく船員保険被保険者期間と認めてほしい。

また、私は、申立期間②において、E社F支社のG丸に乗船していたのに、船員保険被保険者記録が確認できないことから、当該期間に係る年金記録確認の申立てを4回行ったが、いずれも認められなかった。

今回、私が申立期間②においてG丸に乗船し、給与の支払いを受けていたことが確認できる資料が見つかったので、当該期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

さらに、私は、申立期間③において、船舶所有者「H」の漁船I丸に乗船していたのに、船員保険の記録によると、当該期間がD船（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第34条第1項第2号イ、ロ、ハ以外の漁船）ではなく、C船（旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハの漁船で運搬船を含む。）に係る期間となっていたことから、当該期間に係る年金記録確認の申立てを2回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、当時の給与明細書により、D船に乗り組む船員として保険料が控除されていたことが確認できる上、そのことを船舶所有者「H」も認めると思うので、当該船舶所有者に再度意見を求めるなどして、申立期間③をC船ではなくD船に乗り組んでいた船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る1回目から3回目までの申立期間（昭和31年3月22日から32年8月7日まで）及び4回目の申立期間（昭和31年8月10日から32年8月7日まで）について、申立人は、船員保険年金番号証、自身の船員手帳、同僚の船員手帳の写し及び船員保険料の控除等を証する同僚の文書を提出し、申立てを行っているが、同社に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が氏名を挙げた同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人がB丸に乗船していた期間を特定できない上、当該複数の者のうち、B丸に乗船していたとする者の中には、乗船期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっている者もあり、事業主が乗船の実態どおりに厚生年金保険及び船員保険の加入手続を行っていなかった可能性があるほか、申立人から提出された各資料によっても、申立人がB丸に乗船していた期間及び船員保険料の控除の事実を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月28日、23年1月27日、同年12月1日及び24年6月14日付けで、それぞれ年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、書換え後の船員手帳に「新交付 31. 8. 6」と記載されていること及び前回までの申立てにおいて氏名を挙げた同僚二人の証言をもって、「私が申立期間①においてB丸に乗船していたことが確認できる。」として、書換え後の船員手帳の記載内容が適正であることなどを証した当該書換え手続を行ったとする者の証明書（以下「書換え証明書」という。）を提出し、5回目の申立てを行っている。

しかし、既に当委員会の審議において、申立人が氏名を挙げた同僚二

人の証言からは、申立人がB丸に乗船していた期間を特定できない上、船員保険料が控除されていたことを確認できないと判断されており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人が提出した船員手帳に「新交付 31. 8. 6」と記載されていることについては、既に当委員会の審議において、当該手帳の交付年月日は昭和43年8月19日となっており、申立人が主張する最初の交付年月日（昭和31年8月6日）からすると、有効期限（原則10年）の約2年後に交付された状態になっていることなどにより、当該記載自体が不自然であると判断されている。

今回、申立人は、書換え証明書を提出しているものの、平成22年7月28日に申立期間①とは別の期間に係る申立ての資料として、申立人が提出した同じ交付年月日の船員手帳には「新交付 31. 8. 6」と記載されていない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立人は、昭和45年当時の運輸省船員局長が証明した同年7月14日付けの乗船履歴証明書、国土交通省の担当者名で発出された事務連絡文書及び船員手帳を提出するとともに、当該期間における勤務実態を証言してくれる者として、申立人の姉の氏名を挙げ、申立てを行っているが、当該期間においてE社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者及び申立人の姉の証言並びに申立人から提出された各資料によっても、申立人がG丸に乗船していた期間及び船員保険料の控除の事実を確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月28日、23年1月27日、同年12月1日及び24年6月14日付けで、それぞれ年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間②においてG丸に乗船し、給与の支払いを受けていたことが確認できる資料が見つかった。」として、昭和45年9月1日付けで再交付されたとする乗船履歴証明書の写し及び36年8月分給料支払明細書を提出し、5回目の申立てを行っている。

しかし、昭和45年9月1日付けで再交付されたとする乗船履歴証明書の写しについて、申立人は、「昭和45年7月14日付けで交付された乗船履歴証明書のG丸に関する乗船期間に誤りがあることに気づいたが、J職の国家試験に係る乗船履歴提出期限までに時間が無かったため、試験の担当者が直接運輸省船員局（当時）に連絡し、事情を説明した結果、再交付されたものの写しである。」としているものの、当該再交付されたとする乗船履歴証明書の写しには、当時のJ職に係る国家試験を受験

するために必要な乗船履歴のうち、職務、航海区域及び船のトン数が記載されていない上、当該試験の受験に必要な船舶所有者名及びその所在地が記載されているなど、記載内容に不合理な点が散見される。

また、昭和 36 年 8 月分給料支払明細書については、支給額が 18 万 4,350 円と記載されているところ、当該支給額は、申立人自身が前回までの申立てにおいて主張していた申立期間②当時の給与額（最低保証額の約 1 万 5,000 円に歩合給を加えた額）、並びにオンライン記録により確認できる申立期間②の直前及び直後の標準報酬月額（1 万 6,000 円及び 2 万円）を大きく上回っている上、船員保険料として記載されている 8,415 円という金額は、支給額に相当する標準報酬月額（当時の標準報酬月額の上限である 3 万 6,000 円）から算出される被保険者負担分の保険料額を大きく上回っていることなどから、当該明細書には 36 年 8 月分と記載されているものの、この時点において発行されたものとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 船舶所有者「K」（申立人の船員保険被保険者記録上の船舶所有者は「H」）に係る 1 回目の申立期間（昭和 47 年 6 月 10 日から 48 年 5 月 20 日まで）及び船舶所有者「H」に係る 2 回目の申立期間（昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 5 月 15 日まで）について、申立人は、船員手帳の写し、当時の給与明細書の写し及び I 丸に係る L 県の漁船原簿謄本の写し等の資料を提出し、申立てを行っているが、i）船舶所有者「H」に係る船員保険被保険者期間と船員手帳上の乗船期間との相違については、船舶所有者「K」は、船員保険を適用されていたことが確認できず、船舶所有者「H」は、昭和 47 年 7 月 1 日に船員保険を適用されていることから、それより前の期間は船員保険を適用されていなかったものと考えられる上、I 丸に乗船していたとする別の者が所持する船員手帳上の雇入日及び雇止日と、この者の船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日とは異なっていることから、船舶所有者「H」は、必ずしも雇入れ及び雇止めと同時に船員保険に係る手続を行っていたわけではなかった可能性があるとして、ii）船員保険被保険者の種別の相違については、同僚の証言及び申立人から提出された各資料により、少なくとも申立期間③の一部において、I 丸が漁船として操業していたことは推認でき、給与明細書において確認できる保険料控除額は、申立人の当時の標準報酬月額に見合う船員保険料（被保険者負担分）の 5 か月分と一致しているものの、船舶所有者「H」の証言及び当該船舶所有者に係る船舶所有者別被保険者名簿の記載内容から、当該船舶所有者は、社会保険事務所

(当時)に対し、当初、C船として届出を行い、その後、船舶の種別を変更する届出を行っていないと考えられる上、当時の船員保険法において、船舶の種別による保険料率の差が無く、申立人の船員保険料について誤った額で控除及び納付されたわけではないことなどから、申立人が申立期間③において、D船に乗り組む船員保険被保険者として保険料を控除されていたとまでは判断できない(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。))によっても記録訂正は認められない)として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月1日及び24年6月14日付けで、それぞれ年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「当時の給与明細書により、D船に乗り組む船員として保険料が控除されていたことが確認できるし、そのことを船舶所有者「H」も認めると思うので、当該船舶所有者に再度意見を求めてほしい。」として、3回目の申立てを行っている。

しかし、既に当委員会の審議において、特例法に基づく記録訂正は認められないと判断されている上、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法等による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の可否を判断しているところ、既に当委員会の審議において、申立期間③については、前述のとおり、船舶所有者「H」は、社会保険事務所に対し、当初、C船として届出を行い、その後、船舶の種別を変更する届出を行っていないものと判断されており、その判断を覆す事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間③における船員保険被保険者の種別に係る記録の訂正を認めることはできない。